**平成２３年（フ）第３４５５号**
横浜市鶴見区本町通３丁目165番地の10ジェムハイツ302号、住民票上の住所横浜市鶴見区本町通３丁目165番地の10
破産者　大堀　嘉親
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１８７号**
神奈川県横須賀市森崎３丁目11番23号　山口ハイツ
破産者　山本　友和
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第３６０号**
神奈川県横須賀市津久井１丁目24番１号
破産者　窪田　享浩
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第１９８号**
岐阜県大垣市北切石町１丁目48番地
破産者　堀口　幸司
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第３６１号**
愛知県豊橋市西幸町字古並205番地20　Ｂ－202
破産者　鈴木　　巧
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第９７８号**
京都府長岡京市長岡２丁目13番７号
破産者　杉野酒店こと　杉野　利正
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７７８号**
京都市上京区寺町通今出川上る２丁目鶴山町１番地１　デトムワン鴨川406号
破産者　森喜　啓一
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第３６８号**
奈良県大和郡山市山田町1302番地１　扇田アパート６号
破産者　前田　康一
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第１２７号**
山口県下関市新垢田西町４丁目１番Ｕ－206号　県営住宅
破産者　山本　正二
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２３年（フ）第２１６号**
山口県下関市後田町２丁目２番18号、前住所青森県八戸市下長４丁目14番６号
破産者　大霜食品こと　大霜　数弘
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第１６４号**
香川県丸亀市中府町５丁目３番22号、破産手続開始決定時の住所香川県丸亀市土器町東７丁目684番地　蓬莱マンション407号
破産者　小田　　隆
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２３年（フ）第３１６号**
福岡県久留米市天神町82番地１
破産者　福島　義彦
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第５１９号**
長崎県長崎市畝刈町1613番地32　県営住宅三重第２団地Ｉ棟404号、旧住所長崎県長崎市伊良林３丁目５番９号
破産者　狩野　紀子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３３０号**
熊本県球磨郡あさぎり町免田東2819番地46、前住所熊本県上天草市姫戸町姫浦3055番地102
破産者　松本　龍貴
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第３３１号**
熊本県球磨郡あさぎり町免田東517番地澤田ホーム201号、前住所熊本県上天草市姫戸町姫浦3055番地102
破産者　松本ひで子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１７号**
大分県中津市耶馬溪町大字大島2133番地３
破産者　瀧水　和幸
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第９３２号**
さいたま市見沼区大字東門前36番地１　コスモセブン４－202、開始決定時の住所さいたま市見沼区大字東門前472番地10
破産者　大沢　　健
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第４７９号**
北九州市八幡西区永犬丸南町２丁目７番３号
破産者　安本　光雄
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部